

訪問看護サービス利用料一覧表 (医療保険)

訪問看護ステーション 江古田の森

訪問形態・加算	利用料 (円)	自己負担金	要件等
訪問看護基本療養費 (I) 週3日目まで	5,550	利用料の 健保 : 3割 国保 : 3割 後期高齢者 ・一般の方 : 1割 ・現役並み所得者 : 3割 6歳未満の未就学児 : 2割	実施時間は1回30分から1時間半程度 日曜日から起算
週4日目以降	6,550		厚生労働大臣が定める疾病及び特別訪問看護指示期間、特別管理加算の対象者
緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師*	12,850		1人月1回を限度
訪問看護基本療養費 (III)	8,500		入院中の一時的な外泊時、入院中1回 厚生労働大臣が定める疾病等は2回算定可
難病等複数回訪問加算 (1日2回の場合1回につき) (1日3回以上の場合1回につき)	4,500 8,000		週4回以上の訪問看護を算定できる利用者のみ
乳幼児(3歳未満)・幼児加算(3歳以上6歳未満)	1,500		1日に1回加算
訪問看護管理療養費(一日につき)	月の初日 7,400 2日目以降 2,980		
退院時共同指導加算 (1回につき)	8,000		厚生労働大臣が定める疾病は2回算定可
上乗せ加算として特別管理指導加算*	2,000		特別な管理を必要とする利用者につき
退院支援指導加算 (1月につき) *	6,000		初回訪問日に算定
緊急訪問看護加算 (1日1回上限)	2,650		診療所又は在宅療養支援病院との連携
夜間 (18時~22時) 早朝 (6時~8時) 訪問看護加算	2,100		利用者の求めに応じての対応による
深夜訪問看護加算 (22時~6時)	4,200		緊急時訪問看護加算との併算定可
在宅患者連携指導加算 (月1回) *	3,000		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで) *	2,000		
長時間訪問看護加算 (週1回) *	5,200		
複数名訪問看護加算 (週1回)	4,300		利用者又は家族等の同意が必要
24時間対応体制加算 (月1回)	6,400		
特別管理加算 (月1回) *	5,000 2,500		
訪問看護情報提供療養費 (1・2・3) (月1回)	1,500		利用者の同意を得て管轄市区町村へ提出
訪問看護ターミナルケア療養費 1 〃 2	25,000 10,000		

*24時間対応体制・退院時共同指導・退院支援指導・在宅患者連携指導・在宅患者緊急時等カンファレンス等に係る加算、訪問看護情報提供療養費及び訪問看護ターミナルケア療養費は1人の利用者に1つのステーションにおいてのみの算定

*緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問看護基本療養費は、専門の研修を受けた看護師が、他のステーションの看護師等と共同して訪問看護を行った場合に算定 (訪問看護管理療養費は算定不可)

*退院支援指導加算：末期の悪性腫瘍や医療機器を使用する患者等で退院直後の時期を重点的に支えることが必要な状況にある場合

*在宅患者連携指導加算：通院困難な者について同意の元、月2回以上医療関係職種間で文書等による共有された診療情報を基に指導等を行った場合に算定

*在宅患者緊急時等カンファレンス加算：容態が急変等した際、利用者の居宅において関係する医療関係職種等が一堂に会しカンファレンスを行い、診療方針等の変更等について情報共有し指導を行った場合算定 (主治医と看護師の2者でカンファレンスを行った場合にも算定可)

*長時間訪問看護加算：①15歳未満の超重症児又は準超重症児②特別訪問看護指示の期間③特別管理加算の対象者に90分を越える訪問看護を提供した場合。(①については週3回)

*特別管理加算：5000円 (在宅悪性腫瘍/気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル使用の状態にある者)
2500円 (在宅酸素/経管栄養/人工呼吸器等指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱、真皮を越える褥瘡の状態にある者)

保険対象外の利用料

利用料の種類	適 応	利用料	備 考
永眠時のケア		20,000	
日常生活物品	訪問看護に必要な場合	実費	
* 緊急訪問時のタクシー代は実費にてお支払いいただきます。			

*その他、保険枠外の訪問看護が必要な場合は、別途料金でご利用いただけます。

平成30年4月1日現在